

葬儀後の手続きに関するお知らせ

佐賀市役所市民生活課（TEL 0952-40-7081）

1 死亡届の提出について

死亡届が提出されていないと火葬の許可はおりないようになっています。火葬が終わられている場合は、戸籍及び住民票の届出手続きは死亡届の提出の際に終わられています。

2 死亡の証明について

死亡を証明するものには、戸籍（除籍）謄本、住民票除票、死亡診断書などがあります。戸籍（除籍）謄本は最寄りの市区町村役場、住民票除票は住所地の市区町村役場で交付します。

死亡診断書原本は、病院で発行するようになりますが、使用目的によっては、死亡届を提出された市区町村役場で「死亡診断書の写し（正式には「死亡届の記載事項証明書）」を交付できる場合があります。ただし、届出された日付によっては法務局での発行となる場合があります。必要書類（証書など）もありますので、事前に死亡届を提出された市区町村役場へお問い合わせください。

3 埋火葬許可書について

死亡届を提出された場合、「埋火葬許可書」をお渡ししていますが、これは納骨の際にお寺や墓園に提出する重要な書類です。紛失されることのないようご注意ください。もし、紛失された場合は、死亡届を提出された市区町村役場まで必ずご連絡ください。

4 各種手続きについて

葬儀後に必要な手続きには、「名義変更」、「相続」、「金銭受取」、「返却・脱退」などがあります。相続税など手続きに期限がある場合もありますので、ご注意ください。

必要書類や手続きの期限など、詳しくは関係機関にお問い合わせください。

| | 内容 | | お問い合わせ先 |
|----------------|--|----------------|---|
| 健康保険証の返却 | 故人が加入していた健康保険組合等に返却ください。 | 国民健康保険に加入 | 保険年金課（TEL 40-7272） 本庁1階21番窓口横の発券機で案内 |
| | | 後期高齢者医療制度に加入 | 保険年金課（TEL 40-7274） 本庁1階21番窓口横の発券機で案内 |
| | | 社会保険・共済保険などに加入 | 勤務先の総務課等及び 佐賀年金事務所（TEL 31-4191） |
| 葬祭費（埋葬料）の受給手続き | 故人が加入していた健康保険組合等から喪主に対して、葬儀費用の補助を受けられる場合があります。 | 国民健康保険に加入 | 保険年金課（TEL 40-7272） 本庁1階21番窓口横の発券機で案内 |
| | | 後期高齢者医療制度に加入 | 保険年金課（TEL 40-7274） 本庁1階21番窓口横の発券機で案内 |
| | | 社会保険・共済保険などに加入 | 勤務先の総務課等及び 佐賀年金事務所（TEL 31-4191） |
| 各種年金の手続き | 故人が年金を受給されているときは、未支給年金または遺族年金等が請求できる場合があります。 故人が年金を受給されていないときでも、死亡一時金または遺族年金等が請求できる場合があります。 ※故人及び請求者のマイナンバーがわかるものを持参された場合、提出を省略できる書類があります。 | | 保険年金課（TEL 40-7275） 本庁1階21番窓口横の発券機で案内 佐賀年金事務所（TEL 31-4191） 及び各共済組合等 |

| | 内容 | | お問い合わせ先 |
|------------------|--|-----------------------------|--|
| 固定資産（土地・家屋）の手続き | 故人が土地・家屋を所有されていた場合は手続きが必要です。 | 相続登記について | 佐賀地方法務局（TEL 26-2148） |
| | | 納税義務者変更について ※後日書類を送付します。 | 資産税課（TEL 40-7071） 本庁3階302番窓口 |
| | | 農地をお持ちの場合 | 農業委員会事務局（TEL 40-7341） 本庁4階 |
| 運転免許証の返却 | 故人の運転免許証をお近くの警察署へ返却してください | | 佐賀北警察署（TEL 30-1911） 佐賀南警察署（TEL 23-6110） |
| 郵便局の簡易生命保険請求 | 受取金額が100万円を超えるときは、死亡届を提出された市区町村役場で「死亡届の記載事項証明書」が必要となる場合があります。 ※提出された日付によっては法務局での発行になる場合があります。 | | 市民生活課（TEL 40-7081） 本庁1階41～46番窓口 佐賀地方法務局（TEL 26-2148） |
| 金融機関の預貯金の相続 | 名義変更が必要です。 ※故人名義の預貯金は、金融機関が死亡を知った時点から払い出しが停止されます。 | | 各金融機関 |
| 相続同意書・遺産分割協議書の作成 | 相続財産の分割・放棄等に関して、相続人全員の署名捺印のある「相続同意書」、「遺産分割協議書」を作成します。 ※預貯金の払い出し及び不動産の名義変更にも必要となる可能性があります。 | | 各金融機関 佐賀地方法務局（TEL 26-2148） |
| 市税の納付 | 故人の納税状況についてご確認ください。 | | 納税課（TEL 40-7076） 本庁3階306番窓口 |
| 相続税の申告 | 相続人は10か月以内に相続税の申告をしてください。 ※基礎控除があるので、申告の必要がない場合もあります。 | | 佐賀税務署（TEL 32-7511） |
| 所得税の確定申告（準確定申告） | 相続人は4か月以内に故人の所得税の申告をしてください。 | | 佐賀税務署（TEL 32-7511） ※故人がお勤めされていた場合は勤務先にお問い合わせください。 |
| 医療費控除による税金還付手続き | 故人の年間の医療費が10万円又は所得の5%（どちらか少ない額）以上の場合、医療費控除を受けられる場合があります。 | | 佐賀税務署（TEL 32-7511） |
| 公営住宅の手続き | 故人が公営住宅にお住まいだった場合、入居継承手続き等が必要です。 | 県営住宅の場合 | 佐賀県営住宅指定管理者 佐賀管理室 (株)マベック（TEL 20-2500） |
| | | 市営住宅の場合 | 佐賀市営住宅等指定管理者 (株)マベック（TEL 20-3205） |
| 児童手当 | 故人が児童手当を受給されていた場合、15日以内に受給者の変更手続きが必要です。 | | こども家庭課（TEL 40-7252） 本庁1階54～57番窓口 |
| 児童扶養手当 | 父又は母が亡くなられた家庭で、18歳未満（障害児童は20歳未満）の児童を扶養している方に支給される場合があります。 | | こども家庭課（TEL 40-7252） 本庁1階54～57番窓口 |
| ひとり親家庭等医療費助成 | 母子家庭、父子家庭、父母がいない児童に対して医療費の一部を助成する場合があります。 | | こども家庭課（TEL 40-7252） 本庁1階54～57番窓口 |

※故人宛の発給を受けているものなどがあれば、各発行機関へお問い合わせください。